

## 大阪空襲訴訟

写真の2冊のブックレットを読んだ。大阪の戦争被害者の切実な声が心に迫ってくる。写真右の『大阪空襲訴訟を知っていますか』2009年の冒頭から。2008年12月8日、大阪大空襲の被災者と遺族ら18人が、国に謝罪と1人あたり1100万円の損害賠償を求める集団訴訟を大阪地裁に起こしました。その日は、日本が無謀な太平洋戦争に突入して68年目の開戦記念日でした。



国は、旧軍人・軍属、その遺族に恩給や年金を支給していますが、一方で、民間の空襲被災者には何の補償もしてきませんでした。戦争という国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民は等しく耐えねばならないという「戦争損害受忍論」をとっているからです。それに対し、原告たちは「空襲被災者を排除する戦争損害受忍論は、法の下での平等をうたった憲法に違反している」「戦争終結を遅らせたことで甚大な空襲被害を招き、その後も被災者を救済せず放置した『不作為の責任』がある」などと主張しています。

18人の原告は大阪や兵庫、奈良、長野の4府県に在住しており、年齢は63歳から80歳。当時生まれたばかりの赤ちゃんだった人も、学徒動員されていた人もいます。空襲で両親やきょうだいを失って孤児になった人や、爆弾の破片で足をもぎ取られた人、焼夷弾によって顔や手足に大やけどを負い、就職すらできなかつた人、家財産をすべて失った人など、さまざまです。

読みすすむと、杉山千佐子さんの写真に目がとまった。民間の戦災被害者への補償を盛り込んだ「戦時災害援護法」の制定を求める運動は1972年、名古屋に住む1人の空襲傷害者によって始められた。杉山千佐子さん、1915(大正4)年生まれ。90歳を超えた今も「戦災傷害者の会」の全国組織「全国戦災傷害者連絡会」(全傷連)の会長として運動の先頭に立っている。杉山さんは、左目に大きな眼帯をしている。1945年3月24日深夜から25日未明にかけて、名古屋市を襲った大空襲で鼻の上部と左目を抉られたのだ。同時に脳神経を痛め、麻痺した左手は今も激痛が襲う。それでも、杉山さんは「死んでいった仲間の無念、私自身の人生が奪われた無念を思うと、ここでやめるわけにはいかんのだわ」と言う。

杉山千佐子さんに一度だけお会いしたことがある。名古屋市立大の特別講義のときだ。中日新聞の岩崎建弥記者が担当した講義で、杉山さんがゲストスピーカーとして話された。杉山さんは2016年に亡くなったが、岩崎さんは追悼文のなかで「訴えはまだ実らないが、この国の社会のゆがみを告発、戦後史に大きな一石を投じた」と。

2冊のブックレットの著者は、『新聞うずみ火』代表、ジャーナリストの矢野宏さん。矢野さんが大阪空襲訴訟を支える会代表であることを、本書で初めて知った。

(2021年6月3日)